

こども青少年局における民間保育所からの発達障害児に関する相談及び発達障害に関する研修企画等の  
業務会計年度任用職員採用試験実施要項

令和8年10月27日

大阪市保育・幼児教育センター

大阪市保育・幼児教育センターの運営にあたり、発達障がい児等相談業務を担う職員として、地方公務員第22条の2第1項に基づく民間保育所からの発達障害児に関する相談及び発達障害に関する研修企画等の業務会計年度任用職員採用試験を次のとおり実施します。

## 1 募集内容等

- ・職務内容 大阪市保育・幼児教育センターにおいて、市内の民間保育園等からの発達障がい児に関する電話相談及び訪問相談業務、当センター主催の障がい児保育に関する研修及び研究の指導、助言及び企画、立案等業務及びこれに付随する事務等
- ・採用予定人数 若干名（令和9年4月1日採用予定）
- ・登録期間 名簿登録後から令和10年3月31日まで
- ・採用期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間で本市が必要とする期間  
※人事評価などを用いた能力実証を前提として再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）
- ・勤務場所 大阪市保育・幼児教育センター（所在地：大阪市旭区高殿6丁目14番6号）

## 2 応募資格

以下の（１）～（３）の全ての要件を満たすこと

- （１） 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士資格を有する者または公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師資格を有する者（採用予定日までに取得見込みの者を含む）
- （２） パソコン（Word、Excel等）の基本操作が行える者
- （３） 地方公務員法第16条各号に該当しない者
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 勤務条件（令和9年4月1日見込）

### （１）勤務日数

1日7時間30分の勤務で週4日の勤務日とする。月曜日から金曜日のうち、1日を公休日とし

て設定する。公休日は勤務開始後に決定する。

(2) 勤務時間

午前9時～午後5時15分の7時間30分を基本とする。

(3) 休憩時間

45分間

(4) 休日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

・年次休暇は採用時に12日分を付与

・特別休暇

【有給】夏季休暇3日、忌引休暇、結婚休暇、育児時間休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇等。

【無給】妊娠障害休暇、生理休暇。

※その他、育児休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 報酬等

報酬額（月額） 176,436円～ 238,032円

※報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末・勤勉手当は、1年目は年間計3.64375月分（6月は計1.31875月分、12月は計2.325月分の年2回）、2年目以降は年間計4.65月分（6月は計2.325月分、12月は計2.325月分の年2回）支給されます。

※上記以外に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）を支給します。

※上記の金額等は令和8年4月1日時点のものです。給与改定等により採用時には変更される場合があります。

(7) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、労災（通勤災害含む）の適用あり。

(8) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

## 4 試験日時・場所

(1) 試験日時（面接）

令和8年12月13日（日）

※集合時間等の詳細については、後日送付する受験票にてご確認ください。

(2) 場所

大阪市保育・幼児教育センター（所在地：大阪市旭区高殿6丁目14番6号）

## 5 選考方法

### (1) 論文試験

次の主題について、ご自身の考えを別添「論文試験答案用紙」にまとめ、申込の際に提出してください。

主題：下記の2点について、あなたの考えを1,200字以内で述べなさい。

- ① 就学前施設における発達障がいのある児童（発達障がいの疑いのある児童を含む。）に対する支援のあり方について、保育所等の現状や大阪市の発達障がいの支援の現状を踏まえて、あなたの考えを述べなさい。
- ② 発達障がいのある児童（発達障がいの疑いのある児童を含む。）が通う保育所等の職員（クラス担任等）から相談を受ける際に留意すべき事項について、あなたの考えを述べなさい。

### (2) 面接試験

20分程度

### (3) 合格者の決定方法

論文試験及び面接試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上の者を合格者とします。

ただし、筆記試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

### (4) 試験の結果については、令和8年12月末頃までに本人あて可否通知を発送します。

※お電話ではお知らせできません。

## 6 申込方法

### (1) 受付期間

令和8年10月27日（火）午前9時～令和8年11月27日（金）午後5時30分まで【締切日必着】

### (2) 提出書類

ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書

（※必要事項を記入し、写真（3ヶ月以内に撮影した写真）を必ず貼付すること）

イ 論文試験答案用紙 1枚（別添「論文試験答案用紙」を使用してください。）

ウ 申し立て書 1枚（別添「申し立て書」を使用してください。）

※氏名欄は手書きで記入してください。

エ 応募資格（臨床心理士または公認心理師の資格）が確認できる書類（コピー） 1通

オ 返信用封筒（受験票等送付用） 2枚

※宛て先を明記し、110円切手を貼付してください。

※返信用封筒は定型封筒（長形3号）を使用してください。

上記のア～オの書類を、次の（3）提出先まで必ず簡易書留等にて送付してください。別の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は、受け付けません。なお、持参による受付は行いません。 なお、上記ウの氏名欄を除き、全ての提出書類について記載方法は手書きかパソコン入力かを問いません。

### (3) 提出先

【宛て先】 〒535-0031 大阪市旭区高殿6丁目14番6号

【宛て名】 大阪市保育・幼児教育センター

※「民間保育所からの発達障害児に関する相談及び発達障害に関する研修企画等の業務会計年度任用職員採用試験申込書在中」と朱書きで明記してください。

※受験票は令和8年12月4日（金）頃までに発送する予定です。

※受験票が令和8年12月9日（水）までに到着しない場合は、大阪市保育・幼児教育センターまで連絡してください。

## 7 合格から採用まで

- （1）合格者は、「採用候補者名簿」に成績順で登録され、その登録順に基づき任用します。採用決定（登録）するにあたり、当該名簿登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合には、候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。

※当該名簿の登録期間は、名簿登録から令和10年3月31日までとなりますが、名簿に登録されても採用されない場合があります。

- （2）合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録を取り消すことがあります。

## 8 備考

- （1）来場には公共交通機関をご利用ください。
- （2）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- （3）可否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- （4）受験に際してお預かりした個人情報、同採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、適正に管理します。
- （5）本採用は令和9年度予算の発効をもって有効とします。

## ◆ この試験についてのお問い合わせは

大阪市保育・幼児教育センター（電話：06-6952-0173）

〒535-0031 大阪市旭区高殿6丁目14番6号

（土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時30分）

〔試験会場案内図〕



〔参考 建物入口〕

